

報道関係者各位

令和4年5月31日

## 火災が多発しています！

令和4年の火災件数については、5月30日現在で14件となっており、4月以降10件の火災のうち建物火災が6件発生していることから、火の取り扱いについて、市民に対し注意喚起を実施します。

### 1 4月以降の建物火災の発生状況

- ① 4月23日 行永地内 共同住宅
- ② 4月24日 新地内 専用住宅
- ③ 5月14日 引土地内 店舗併用住宅
- ④ 5月16日 平地内 工場
- ⑤ 5月19日 白浜台地内 専用住宅
- ⑥ 5月28日 行永地内 専用住宅



### 2 注意喚起の実施方法

- (1) まいづるメール配信サービスによる注意喚起
- (2) 舞鶴市消防本部ホームページに掲載
- (3) 報道機関への情報提供

### 3 注意喚起の内容

市内で4月以降10件の火災が発生し、うち6件が建物火災となっています。

各家庭や事業所で火災予防対策を徹底し、火災を出さないよう十分に注意してください。

#### 【住宅火災防止のポイント】

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. こんろを使うときは火のそばを離れないようにしましょう。
3. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜きましょう。
4. 放火されない環境づくりとして、家の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
5. 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換しましょう。
6. 消火器等を設置し、使い方を確認しておきましょう。
7. 部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用しましょう。
8. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておきましょう。



SDGs 未来都市

舞鶴市消防本部予防課（担当：安久、國屋）  
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044  
TEL:0773-66-1191、FAX:0773-64-5520  
E-mail:yobou@city.maizuru.lg.jp